



福島県報

目次

規則

○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

規則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第七十七号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号を削り、同条第十四号を同条第十三号とし、同条第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十九号中「（電子文書を除く。）を部次長若しくは所長が総室若しくは」を「を部次長が総室の事務室において、又は所長が」に改め、「又は電子文書を部次長若しくは所長が文書管理システムにより管理すること」を削り、同条第十九号とし、同条第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十四号中「、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び」を「及び決裁に係る記録並びに」に、「管理等」を「管理」に改め、同条第二十三号とする。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「事案に」を「事案の処理に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による文書等の作成は、当該事案の処理に係る経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、行わなければならない。

第五条の二第二項中「（電子文書並びに文書管理システムを利用して作成する紙文書である起案文書、回覧文書及び施行文書を除く。）」を削る。

第五条の三第一項中「文書管理システムその他の知事が」を「知事が別に」に改める。第五条の四の見出し中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条第二項中「に係る知事が別に定める事項を文書管理システムに記録するものとする」を「を次により收受するものとする」に改め、同項に次の二号を加える。

一 電磁的記録を出力した用紙（当該出力する用紙が著しく多量である電磁的記録にあつては、その一部を出力した用紙）の余白に收受印（様式第四号）を押すこと。

二 当該電磁的記録に係る知事が別に定める事項を文書管理システムに記録すること（内容が軽易な電磁的記録を除く。）。

第七条第三項第一号中「電磁的記録を除く。次号において同じ」を「電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（当該出力する用紙が著しく多量であるものにあつては、その一部を出力した用紙）」に改め、「（様式第四号）」を削り、同項第三号を削り、同条第四項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第九条第一項中「起案した旨を電磁的に表示し、及び記録する」を「発議書（様式第五号の二）を文書管理システムを利用して作成する」に改め、同条第二項第二号中「電子文書にあつては、その」を「電磁的記録にあつては、当該」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「文書管理システムにより起案しないことが合理的であつて、かつ、」を削り、同項第五号中「文書管理システムにより起案しないことが合理的であつて、かつ、第三号」を「前項」に改め、同項第四号とし、同条第三項を削る。

第十九条第一項中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条第二項中「（電子文書を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「あて」を「宛て」に改める。

第十九条の二中「文書管理システム又は」を削り、「電子文書等」を「文書等（電磁的記録に限る。）」に改める。

第二十条第一項中「電子文書を除く」を「電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの」に改め、同条第二項中「あて先」を「宛先」に改める。

第二十一条第一項中「送信」の下に「（第十九条第二項各号のいずれかに該当する施行文書の発送に限る。）」を加える。

第二十五条第一項中「電子文書である完結文書にあつては保管する期間をいい、電子文書でない完結文書にあつては」を削る。

第二十六条第一項中「電子文書でない」及び「以下第三項を除き、」を削り、同条第三項を削る。

第二十九条第五項中「（電磁的記録にあつては、消去の方法）」を削る。

第三十二条第一項中「電子文書でない」及び「第五項を除き、」を削り、同条第五項を削る。

第三十三条第四項中「（電磁的記録にあつては、消去の方法）」を削る。

附則第六項を削る。

様式第四号中「第7条関係」を「第5条の4、第7条関係」に改める。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第5号の2（第9条関係）

発 議 書

収 受 日		記号・番号	
起 案 日		所 属	
決 裁 日			
施 行 日		起 案 者	
決 裁 区 分		電 話 番 号	
決 裁 欄 決裁権者			
合 議 先			
注 意 事 項			
宛 先			
件 名			
伺 い 文			
浄 書	照 合	発 送	公 印
保 存 期 間		保 存 満 了 年 月	
文 書 分 類			
簿 冊 名			

福 島 県

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いること

様式第八号を次のように改める。
様式第8号 別添

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定（「事案に」を「事案の処理に」に改める部分に限る。）並びに第七条第四項並びに第十九条第二項第一号から第三号まで及び第二十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県文書等管理規則（以下「改正前の規則」という。）第二十六条第三項の規定により保管されている改正前の規則第二条第十三号に規定する電子文書である改正前の規則第二条第二十一号に規定する保管文書（以下「電子保管文書」という。）については、改正後の福島県文書等管理規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第八号に規定する部次長にあっては改正後の規則第二条第十九号に規定する文書法務課長が送付する光ディスクに記録された電子保管文書を適切に保管（改正後の規則第二条第十八号に規定する「保管」をいう。以下同じ。）をし、改正後の規則第二条第十号に規定する所長にあっては当該電子保管文書を適切に保管又は保存（改正後の規則第二条第十九号に規定する「保存」をいう。）をするものとする。
- 3 前項の規定により保管がされている電子保管文書（本庁機関におけるものに限る。）については、改正後の規則第二十七条の規定は、適用しない。
- 4 電子保管文書の廃棄、保存期間の延長及び保存期間を経過する前の廃棄については、改正後の規則第二十九条から第三十五条までの規定によるものとする。
(文書法務課)